

協議事項 第5次いわき市障がい者計画等の策定作業について

第5次いわき市障がい者計画
第6期いわき市障害福祉計画
第2期いわき市障害児福祉計画

計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨等	1
1	1 計画策定の趣旨	1
2	2 計画の位置づけ	1
3	3 3つの計画の関係	2
4	4 計画の期間	2
5	5 計画策定のポイント	3
6	6 計画の策定手続	4
2	2 基本理念及び基本目標	6
1	1 基本理念	6
2	2 基本目標	6
3	3 計画の視点	7
4	4 計画の体系	8

令和2年8月



いわき市 保健福祉部

1 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

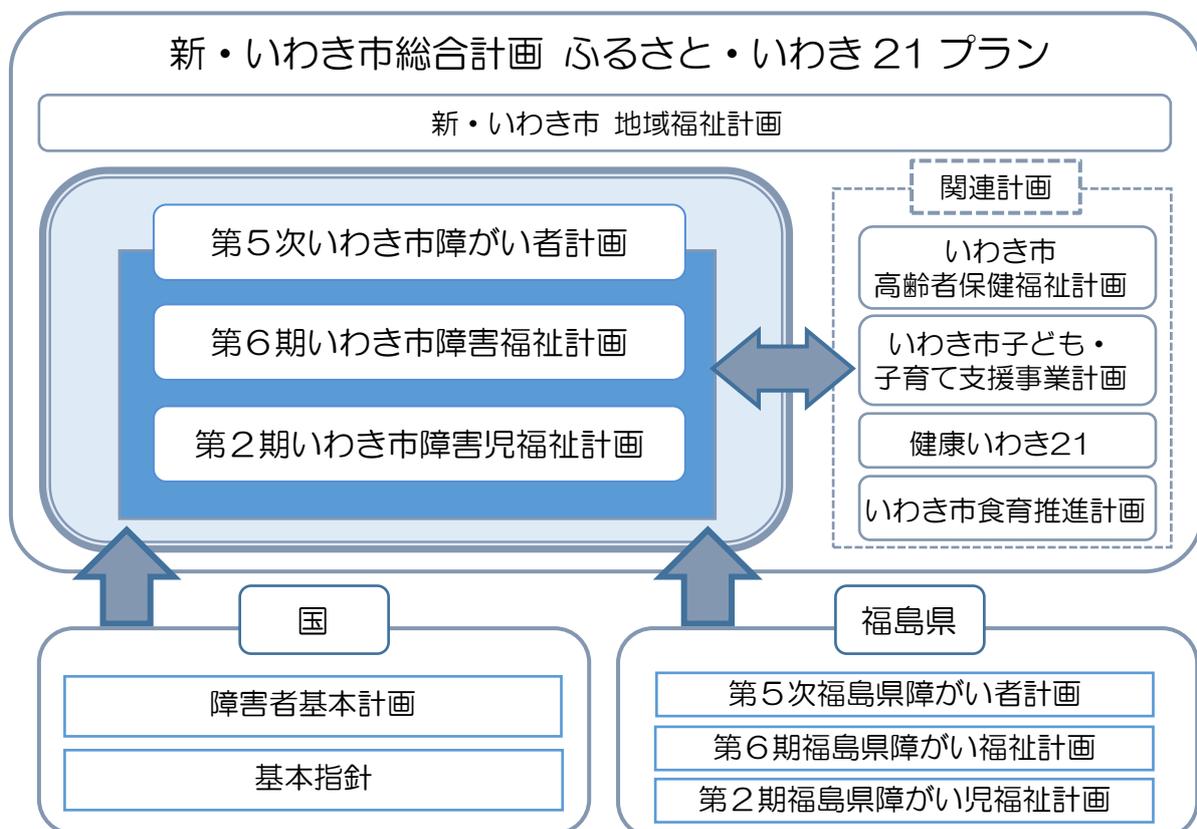
本市では、現行の『第4次いわき市障がい者計画（後期）』、『第5期いわき市障害福祉計画』、『第1期いわき市障害児福祉計画』を平成30年に策定し、障がいのある方に関する施策の展開とサービスの提供に努めてきました。

この計画が令和2年度末をもって満了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国の指針や法改正等を踏まえながら、『第5次いわき市障がい者計画』、『第6期いわき市障害福祉計画』、『第2期いわき市障害児福祉計画』を策定します。

2 計画の位置づけ

『第5次いわき市障がい者計画』、『第6期いわき市障害福祉計画』、『第2期いわき市障害児福祉計画』は、『新・いわき市総合計画』を踏まえながら、『新・いわき市地域福祉計画』、『いわき市高齢者保健福祉計画』、『いわき市子ども・子育て支援事業計画』、『健康いわき21』、『いわき市食育推進計画』等の本市の関連する諸計画と連動し、保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策の総合的な推進を目的に、国が定める基本指針や県の計画、現行計画における取り組み上の課題などを踏まえ策定するものです。

【計画の位置づけ】



3 3つの計画の関係

『第5次いわき市障がい者計画』、『第6期いわき市障害福祉計画』、『第2期いわき市障害児福祉計画』は、法律で定められた「障がい者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定するものです。

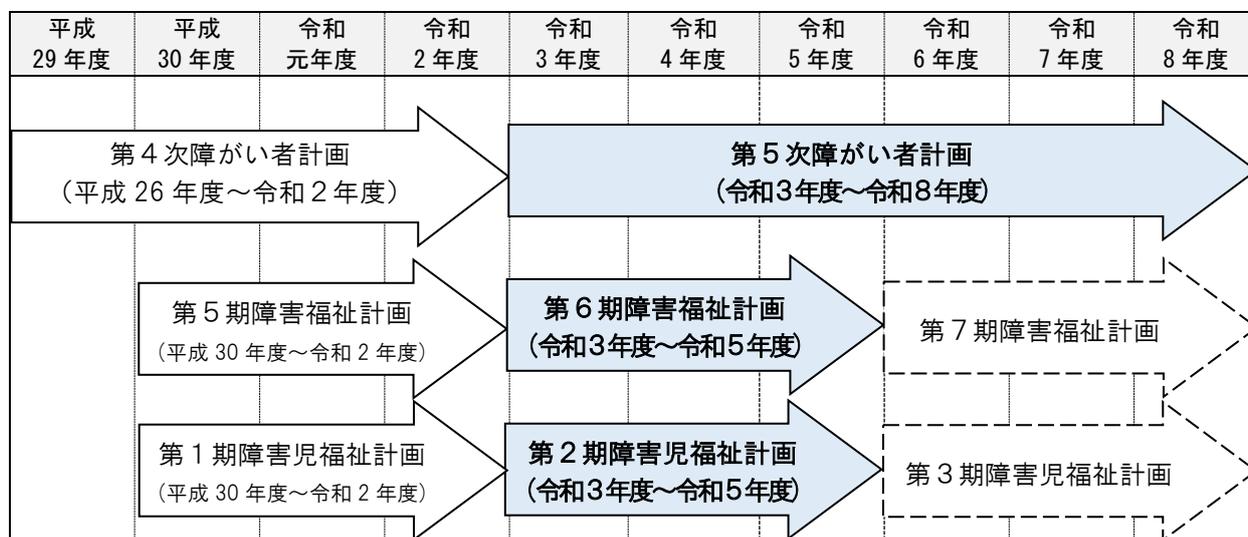
各計画の根拠法と内容及び国の計画等との関係は以下の通りです。

	障がい者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
内容	障がい者施策の基本的方向について定める計画	障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)	障害児通所支援等の必要な量の見込みとその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)
国	第4次障害者基本計画 ・計画期間： H30年度～R4年度	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」 ・都道府県、市町村が計画策定に当たって即すべき事項 ・障害福祉計画と障害児福祉計画に係るものを一体的に提示	

4 計画の期間

『第5次いわき市障がい者計画』の計画期間は令和3年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする6か年計画とします。

『第6期いわき市障害福祉計画』及び『第2期いわき市障害児福祉計画』は、令和3年度から令和5年度までの3か年計画とします。



5 計画策定のポイント

『第5次いわき市障がい者計画』、『第6期いわき市障害福祉計画』、『第2期いわき市障害児福祉計画』は、主に以下のような内容を踏まえながら策定します。

(1) 国の第4次障害者基本計画

国の「第4次障害者基本計画」（平成30年度～令和4年度）では、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを基本理念としており、「障害者権利条約の理念の尊重」「アクセシビリティの向上」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」「障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」等を横断的視点として掲げています。

(2) 障がい者関連の法改正

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年6月）」、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年12月）」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年6月）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年4月）」の施行など、障がい者関連の法律・制度が大きく変容しています。

(3) 障害（児）福祉計画に係る基本指針の見直し

令和2年5月19日に国の基本指針の一部改正が告示され、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の作成に関する方針が示されました。基本指針の主な見直しのポイント（10項目）は、以下の通りです。

【地域における生活の維持及び継続の推進】

⇒ 日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保 など

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

⇒ 精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加 など

【福祉施設から一般就労への移行等】

⇒ 就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加 など

【「地域共生社会」の実現に向けた取組について】

⇒ 引き続き地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の構築に取り組むこと など

【発達障害者等支援の一層の充実について】

⇒ペアレントプログラム等の家族への支援体制の充実や専門的な医療機関等の確保が重要 など

【障害児通所支援等の地域支援体制の整備】

⇒ 地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要 など

【相談支援体制の充実・強化等】

⇒ 各地域で検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討が必要 など

【障害者の社会参加を支える取組】

⇒ 文化芸術活動を通じて障害者の個性と能力を発揮するとともに、社会参加を図ること、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要 など

【障害福祉サービス等の質の向上】

⇒ 障害福祉サービス等の質の向上させるための体制を構築することを成果目標に追加 など

【障害福祉人材の確保】

⇒ 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するための取り組みが重要 など

6 計画の策定手続

(1) いわき市地域自立支援協議会

計画の策定にあたり、幅広い分野の方からの意見を反映させるため、学識経験者や障がい者団体の代表者、福祉関係者等で構成する「いわき市地域自立支援協議会」において率直な意見交換を行いながら委員の意見を聴取し、市民協働による計画の策定に努めます。

(2) 障がい福祉に関するアンケート調査の実施

①調査の目的

障害福祉サービスの実態や障がいのある方の意向などを把握するとともに、本市の現状や課題など抽出・分析し、『第5次いわき市障がい者計画』、『第6期いわき市障害福祉計画』、『第2期いわき市障害児福祉計画』の策定の基礎資料として活用することを目的とし、障がいのある方、障害福祉サービス事業者、障がい者団体に対し調査を実施しました。

②調査期間

令和元年 11 月 29 日（金）～令和元年 12 月 13 日（金）

③調査対象

障がいのある方：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、および本市障害福祉サービスの利用者、難病疾患者 4,000 人

事業所：市内で障害福祉サービスを提供する事業者 211 社

団体：市内の障がい者団体 28 団体

④調査方法

郵送による配布・回収

(3) 関係団体ヒアリング調査の実施

①調査の目的

『第5次いわき市障がい者計画』、『第6期いわき市障害福祉計画』、『第2期いわき市障害児福祉計画』の策定にあたり、市内の障がい者（児）団体に対し、現在の取り組みや、地域での生活、不安等の課題や市への要望などを中心に意見をいただき、計画策定の基礎資料として活用することを目的とし調査を実施しました。

②調査日

令和2年2月13日（木）、令和2年2月20日（木）

③調査対象

障がい者団体 4団体

(4) パブリックコメント等の住民意見の聴取

本計画について、素案の段階で広く市民の声をお聞きするため、市ホームページ、市障がい福祉課、市役所本庁舎1階市民ロビー、各支所の情報公開コーナー等において計画素案が閲覧できるよう、その内容を公開し、パブリックコメントの募集を行います。

2 基本理念及び基本目標(案)

1 基本理念

改正障害者基本法では、目指すべき社会像のひとつとして「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」が掲げられていることから、**本計画においても、第4次障がい者計画で定めた「すべての市民が、相互に人格と人権を尊重し、支え合いながら、ともに生きる社会の実現」を基本理念として引き継ぎ、位置づけることとします。**

第4次障がい者計画（後期）	第5次障がい者計画 ※案
すべての市民が、相互に人格と人権を尊重し、支え合いながら、ともに生きる社会の実現	第4次の理念を踏襲

＜理念を変更する場合の検討の視点＞

- 国の第4次障害者基本計画の基本理念や基本原則を踏まえた検討
- 次期総合計画の目標（方針）を踏まえた検討
- いわき市の福祉分野の関連計画（地域福祉計画等）の基本理念を踏まえた検討 など

検討例) すべての市民が、相互に支え合い、地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現

2 基本目標

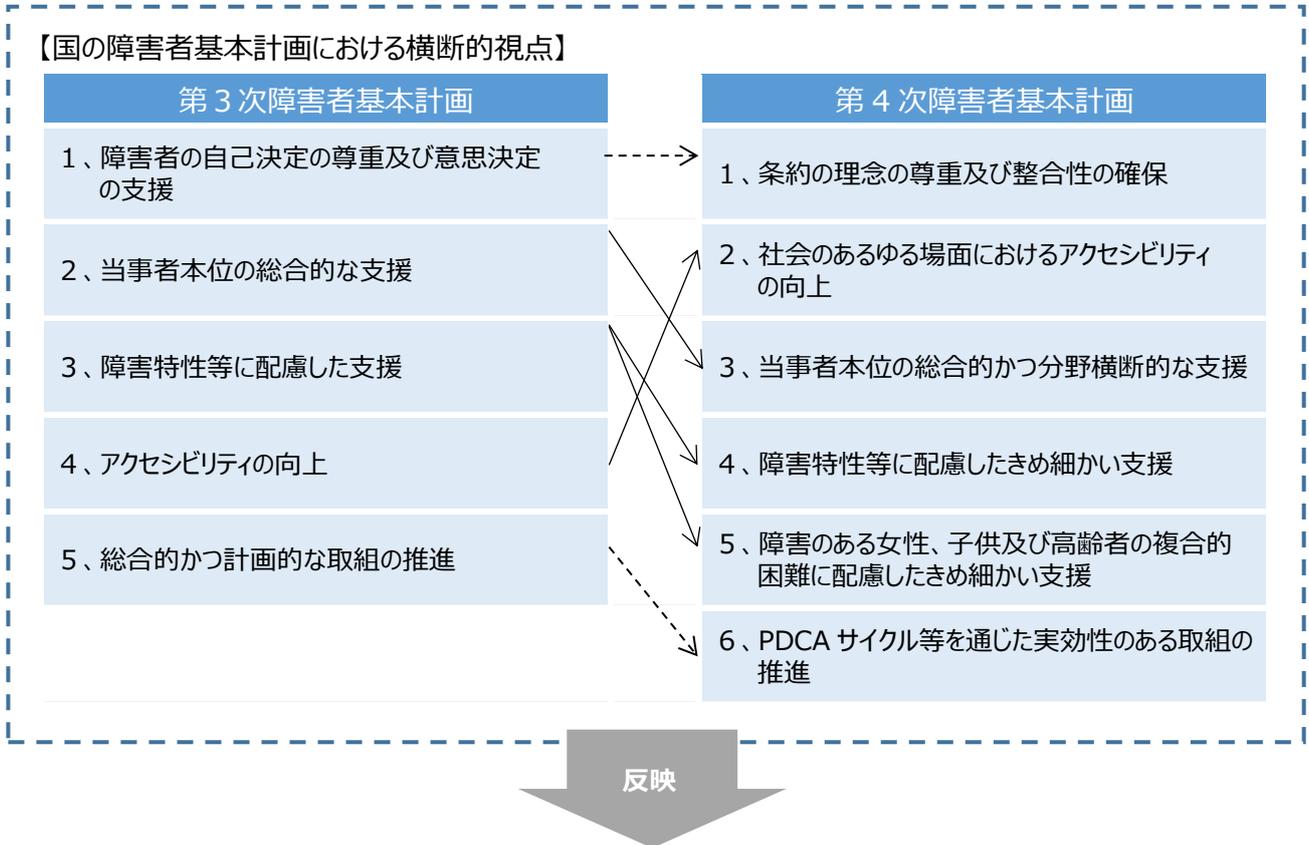
改正障害者基本法において、次の内容が目的や基本原則として盛り込まれたことを受け、障害者総合支援法においても、同法の理念として規定されています。

同法の理念に変更がないことから、『第5次いわき市障がい者計画』においても、第4次障がい者計画（後期）と同じく、次の6つを基本目標とします。

第4次障がい者計画（後期）	第5次障がい者計画 ※案
全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである	第4次の基本目標を踏襲 ※第4次障がい者計画（後期）では、障害者基本法及び障害者総合支援法の理念に基づき基本目標を設定。 同法に変更がないため、前期目標を踏襲
全て市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現すること	
可能な限り、その身近な場所において必要な支援を受けられること	
社会参加の機会を確保すること	
どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと	
社会的障壁を除去すること	

3 計画の視点

本計画においては、『第4次いわき市障がい者計画（後期）』で定めた4つの視点を引き継ぎながら、国の「第4次障害者基本計画」や社会情勢を踏まえ、次のとおり整理することとします。



【本市における視点の検討】

第4次障がい者計画（後期）	第5次障がい者計画 ※案
【視点1】 ※国の横断的視点No.4 アクセシビリティの向上	【視点1】 ※国の横断的視点No.1、2 社会のあるゆる場面におけるアクセシビリティの向上
【視点2】 ※国の横断的視点No.1、2 障がい者の自己決定の尊重及び本人中心の総合的な支援	【視点2】 ※国の横断的視点No.1、3 障がい者の自己決定の尊重及び本人中心の総合的な支援
【視点3】 ※国の横断的視点No.3 障がい特性、障がい者の個性等を考慮した総合的なサービスの提供	【視点3】 ※国の横断的視点No.1、4、5 障がい特性、障がい者の個性等を考慮した総合的なサービスの提供
【視点4】 ※国の横断的視点No.5 関係機関、計画、施策との相互の緊密な連携	【視点4】 ※国の横断的視点No.1、6 関係機関、計画、施策との相互の緊密な連携と実効性のある取り組みの推進

4 計画の体系

本計画においては、第4次障がい者計画（後期）の施策の体系（施策分野や基本的方向性）を引き継ぎながら、国の「第4次障害者基本計画」等を踏まえ一部内容の見直しを行い、次のとおり整理することとします。

赤字 = 第5次障がい者計画での変更箇所

第5次障がい者計画 ※案	
施策分野	基本的方向性
啓発・広報	<ul style="list-style-type: none"> ア 「共に生きる社会」の理念普及 イ 障がい特性に配慮した一層の理解促進 ウ 多様な媒体を活用した啓発・広報の推進 情報アクセシビリティの向上 エ 障がいを理解するための福祉教育の推進 オ 障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実 カ ボランティア活動の推進 キ 権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ア 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備 イ 障がい者ケアマネジメント体制の確立 ウ 障がい福祉サービス等の充実質の向上 エ 地域移行及び自立生活への支援の推進 オ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興 カ コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実 キ 地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の整備 ク 共生型サービス提供体制の整備
保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実 イ 障がいの原因となる疾病等の予防 ウ リハビリテーションと医療の充実 エ 精神保健福祉の推進 オ 障がい特性に応じた地域保健事業の充実
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進 イ 地域における暮らしの場の確保 ウ 施設等における安全体制の確保 エ 災害発生時における支援体制の確保 オ 地域における日ごろの防災、防犯体制の推進
教育・育成	<ul style="list-style-type: none"> ア 一貫した療育支援体制の充実 イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成 ウ 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進 エ 社会的及び職業的自立の促進 オ 生涯学習活動の充実
雇用・就業	<ul style="list-style-type: none"> ア 就業支援及び生活支援施策の推進 イ 多様な就労の場の確保 ウ 一般就労への移行促進及び職場定着の支援体制の充実 エ 福祉的就労の充実